

「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報募集要項

1 目的

山梨県ホームページ内に設ける「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」において、情報掲載を行う店舗を募集するため、必要な手続き等について定める。

2 「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」の概要及び掲載対象店舗

(1) 「特選やまなしの食」の定義

「特選やまなしの食」とは、県内で受け継がれている郷土食等のうち、特に次世代への継承に取り組んでいく「やまなしの食」のうち代表的な47品目を言う。

※「特選やまなしの食」掲載サイト URL :

https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/yamanashinoshoku_tokusen47.html

(2) 「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」の趣旨

県民・観光客が「特選やまなしの食」について食べたい、楽しみたいと思ったときに、調べ参考となる情報を発信していくページとする。

※「特選やまなしの食」を食べられる・買えるお店紹介ページ」 URL :

https://www.pref.yamanashi.jp/shokuhin-st/shokuiku/taberareru_tenpo.html

(3) 掲載対象店舗

山梨県内に所在し、次の各号のいずれかに当てはまる店舗を掲載する。

ア 来店者が、「特選やまなしの食」の品目を店内で飲食出来る店舗であること

イ 来店者が、「特選やまなしの食」の品目を買って帰ることが出来る店舗であること

ウ 山梨県が適当であると認める店舗であること

3 掲載の届出

掲載対象店舗の条件に該当し、届出を行う場合は、「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報届出書（様式第1号）を提出すること。また、必要に応じ、参考資料を添付すること。

(1) 届出対象者

掲載対象店舗を運営する者

(2) 届出できない者

ア 法令等に基づく必要な許可等を受けていない者

イ 各種法令に違反している者

ウ 暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、子人の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者

エ 消費者金融又は事業者金融を営む者

- オ 利殖を目的とした投資・投機のあつせん、勧誘、募集等を専ら行う者
- カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）に規定する風俗営業又はこれに類する業種
- キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）及び会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による再生若しくは更生手続中、又は手続開始の申立てがある者
- ク 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者
- ケ その他、県の有する各種情報発信媒体へ掲載するものとして不相当であると認められる者

(3) 届出期間

令和元年 12 月 20 日から

(4) 届出書類

- ア 「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報届出書（様式第 1 号）

(5) 届出方法

原則として、電子データをメールにて送付すること。

(6) 届出先

山梨県総合県民支援局県民生活支援課 消費生活・食の安全担当

電話：055-223-1588 / FAX：055-223-1640

メール：kenmin-shien@pref.yamanashi.lg.jp

4 掲載の決定

- (1) 山梨県は、「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報届出書（様式第 1 号）が提出されたときは、提出書類の記載内容に基づき、書類審査によりその内容を審査する。なお、審査に必要な情報が不足している場合は、届出者への聞き取りや追加資料の提供を依頼する。
- (2) 山梨県は、審査終了後、審査結果を届出者へ通知する。

5 事業への協力

- (1) 掲載の許可を受けた者（以下「掲載許可者」という。）は、山梨県が「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」に関連して扱う各種媒体への情報掲載に同意したものとする。
- (2) 掲載許可者は、各種媒体の制作に係る取材対応や掲載情報の提供に協力すること。
- (3) 掲載許可者は、掲載内容を把握し、常に最新の情報が掲載されるよう、掲載内容の確認等に協力すること。
- (4) その他、掲載許可者は、山梨県が「やまなしの食」に関連して実施する事業に協力すること。

6 掲載情報等の変更

掲載許可者は、掲載情報等に変更が生じたときは、速やかに山梨県に申し出ること。

7 遵守事項

- (1) 掲載情報の提供にあたっては、関係法令を遵守すること。
- (2) この要項に定める、情報等の提供・変更等を適切に行うこと。
- (3) 「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」情報掲載により生じる、問い合わせ等に誠実に対応し、「やまなしの食」の認知度向上に努めること。
- (4) その他、山梨県が必要があると認める事項

8 掲載の取消し

山梨県は、掲載許可者が次のいずれかに該当するときは、掲載を取消することができる。なお、掲載の取消しによって生じた損失の補償を山梨県に請求することはできないものとする。

- (1) 掲載対象店舗に該当しなくなったとき。
- (2) 掲載許可者が当該要項に定める内容に違反したとき。
- (3) 掲載許可者が虚偽の届出により掲載の許可を受けたとき。
- (4) 掲載許可者から登録の抹消の申出があったとき。
- (5) その他、「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」に掲載することが適当でないと認めたとき。

9 その他

- (1) 提出された書類に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (2) 情報掲載にかかる費用が生じた場合は、掲載許可者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載以外の事業では、届出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 届出、または掲載により、第三者と紛争が生じた場合は、届出者・掲載許可者の責任によって解決するものとし、山梨県および他の掲載許可者に一切迷惑をかけないものとする。
- (5) この要項に記載のない事項は、山梨県の判断によるものとする。

10 問合せ先

山梨県甲府市丸の内 1-6-1

山梨県総合県民支援局県民生活支援課 消費生活・食の安全担当

電話：055-223-1588 / FAX：055-223-1640

メール：kenmin-shien@pref.yamanashi.lg.jp

「特選やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報届出書

年 月 日

山梨県総合県民支援局県民生活支援課長

所在地
届出者 名称
代表者氏名

「特選 やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」への掲載について、次のとおり届け出ます。

(1) 食べられる、または買える「特選 やまなしの食」について

1	品名	
2	提供方法 (○をつけてください)	・店内で食べられる ・商品を買える ・その他 ()

(注) 提供可能な品目が複数あり、他の記載事項が共通の場合は、1の欄に全ての品目を記載してください。

(2) 「特選 やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」掲載情報

1	店名 (※)	
2	住所 (※)	
3	電話番号 (※)	
4	営業時間 (※)	
5	定休日 (※)	
6	簡単な アクセス方法	(例) 甲府昭和 IC より車で 10 分 富士急行富士山駅より 300m
7	駐車場 (○をつけてください)	有 (台) ・ 無
8	web サイト URL	

(注1) ※印が付いている箇所は必ず記入してください。

(注2) 記入していただいた内容は、原則としてそのまま掲載します。

(3) 「特選 やまなしの食を食べられる・買えるお店紹介ページ」店舗参考情報

1	提供時のメニュー名・商品名	
2	提供時期の限定 (○をつけてください)	有 (月～ 月) ・ 無
3	備考	

(注) 記入していただいた内容を山梨県にて判断し、必要に応じて掲載します。

(4) 掲載担当者情報

1	担当者氏名	
2	電話番号	
3	FAX 番号	
4	Email	